

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

農林物資の規格化等に関する法律に基づく有機畜産物の日本農
林規格の改正について

下記のとおり、有機畜産物の日本農林規格を改正する予定ですので、お知らせ
します。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
有機畜産物の日本農林規格の改正
- 2 対象品目
有機畜産物
- 3 趣旨及び目的
有機畜産物の日本農林規格について、生産の実情、国際的な規格等を踏ま
え、家畜生産農家及びと畜場がそれぞれ単独で認定を取得できるよう、有機畜
産物の対象に家畜又は家きんを追加する等、所要の改正を行う。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省消費・安全局表示・規格課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
T E L (0 3) 6 7 4 4 - 2 0 9 6
F A X (0 3) 6 7 4 4 - 0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から 6 0 日後